

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、以下を基本的な考え方としてコーポレート・ガバナンスの強化に努めます。

- 経営の透明性と健全性の確保
- 迅速な意思決定と着実な事業遂行の実現
- 株主をはじめとするステークホルダーへの説明責任の明確化
- 迅速かつ適切で公平な情報開示の徹底

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2- 】議決権の電子行使や招集通知の英訳

当社では、議決権電子行使プラットフォームは実施しておりませんが、インターネットやスマートフォンでの行使を含めた電子行使を実施しております。招集通知の英訳については、今後、状況に応じて対応してまいります。

【補充原則3-1- 】英語での情報開示

当社では、英語での情報の開示・提供は実施しておりませんが、今後、状況に応じて対応してまいります。

【補充原則4-1- 】中期経営計画

中期経営計画につきましては、グループ子会社の各事業における市場環境の動向、新型コロナウイルス感染症による影響、原油高をはじめとした物価等の上昇、並びにロシア・ウクライナ情勢等を総合的に考慮した結果、まだ具体的な中期目標を示すことができておりませんが、当社では各事業年度の目標に対し、PDCAサイクルを機能させ、新たな課題設定・改善運動を行っております。現状では、単年度の業績予想を開示し、今後、グループを取巻く環境が落ち着き、開示できる状況になりましたら速やかに開示してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】政策保有株式

当社では、政策保有株式について、以下のとおり定め、開示しております。

当社は、原則として政策保有目的で上場会社の株式を保有しないこととします。ただし、当社又はグループ各社との協業や投資先との事業上の関係等において必要と判断した会社の株式については、例外的に政策保有株式として保有する場合があります。その場合には、個別銘柄ごとに保有の必要性や、政策保有株式から得られるリターンを検証するなど資本コストの観点等を総合的に評価したうえで、取締役会において保有の合理性を検証し、保有の合理性が認められないと判断される場合には売却します。議決権行使にあたっては、当社グループの利益に資することを前提に、投資先の中長期的な企業価値向上への貢献等、様々な観点から検討を行ったうえで、賛否を総合的に判断します。

【原則1-7】関連当事者間取引

当社では、関連当事者間の取引について、以下のとおり定め、開示しております。

当社は、会社や株主共同の利益を保護するため、取締役が当社との間で利益相反となる取引を行う場合には取締役会及び監査等委員会の承認、当社が関連当事者と新たに取引を行う場合には原則取締役会の承認を得る必要がある旨を定めており、取締役会及び監査等委員会は、法令及び規則に従い、適切に監督します。また、当社グループ各社においても当社と同様の措置を講じることで、当該取引の適正化を当社グループ全体で図ります。

【原則2-4- 】

当社では、人材における多様性について、以下のとおり定め、開示しております。

当社グループは、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、中核人材や役員に限らず、全役職員が、性別や人種、国籍、職歴、年齢などに関わらず尊重され、皆が平等に活躍できる職場環境と社会づくりを目指しております。中でも、女性社員の積極的な採用、既存女性社員の育成を推進しており、人材育成や社内環境整備の目標や方針等は、ホームページで開示しております。

【原則2-6】企業年金

当社は、役職員の退職後の資産形成の一助として、確定拠出年金制度を導入しているため、アセットオーナーとしての機能を担う特定の企業年金には加入していません。なお、導入に当たっては事前に対象の役職員に十分な説明を行い、役職員が適切に判断できるよう運用しております。またセミナー動画の配信など、判断材料となる情報等を適宜提供しております。

【原則3-1】情報開示の充実

当社では、実効的なコーポレート・ガバナンスについて、以下のとおり定め、開示しております。

()経営理念

当社では、「WE MAKE CHANGES 私たちは、未来価値を革新しつづけます。」をスローガンにかけ、「私たちはお客様に対して、常に革新

的なサービスを提供することを使命とし、変化を恐れず、未来志向で挑戦しつづけます。また、持続可能な経済・社会・環境の実現のために真摯に取り組むと共に、健全な企業統治を行い、企業価値の向上に努め、すべてのステークホルダーから信頼される誠実な企業でありつづける」という経営理念に基づき、中長期的な経営戦略を実践し、グループ全体で志しを結集し、全力で挑戦します。

()コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、以下を基本的な考え方としてコーポレート・ガバナンスの強化に努めます。

経営の透明性と健全性の確保

迅速な意思決定と着実な事業遂行の実現

株主をはじめとするステークホルダーへの説明責任の明確化

迅速かつ適切で公平な情報開示の徹底

()取締役の報酬

当社の取締役の個人別の報酬等の額及びその算定方法は、以下の方針に基づき、客観性と合理性を確保するために指名・報酬委員会に諮問を行い、その答申をもって、取締役会で決議の上、決定します。

基本方針

- ・各取締役の役割及び責任に応じた報酬体系とし、透明性と公平性を確保する。
- ・報酬体系及び水準は、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行う。

報酬の構成

- ・常勤取締役の報酬は、役位に応じ、固定金額の基本報酬のみとする。
- ・社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、固定金額の基本報酬のみとする。

基本報酬

- ・全ての取締役に対して、「職責を果たす」ことへの対価として、毎月金銭にて支給する。

その他

- ・退任時の慰労金は支給しない。

()取締役の指名方針と手続き

当社では、取締役候補の指名に当たっては、取締役会からの諮問に基づき、指名・報酬委員会での議論・答申を経て、取締役会で選任又は指名を行っております。詳しくは、ホームページに「取締役の指名に関する方針と手続き」を開示しております。

()取締役の指名に関する説明

当社は取締役候補者の略歴や選任理由については、株主総会の招集通知に記載しております。

【補充原則3-1- 】サステナビリティへの取組み

当社では、サステナビリティへの取組みについて、以下のとおり定め、開示しております。

当社グループでは「サステナビリティ基本方針」を定め、サステナビリティを巡る3つの「企業活動における重要課題」を設定し、その課題解決に向けた取組を推進します。また、当方針のもとグループ各社も参加するサステナビリティ推進委員会を設置し、グループ全体の方針策定、推進体制の構築と整備、各施策のモニタリング、グループ全体の啓発活動を推進し、ステークホルダーとの適切な協働に努めます。また、取組状況はホームページ等で開示しております。

【補充原則4-1- 】取締役会の委任範囲

当社では、経営陣への委任について、以下のとおり定め、開示しております。

迅速な意思決定に基づく事業遂行の実現及び業務執行と監督の分離を図るため、執行役員制度を導入し、取締役会から、業務執行取締役及び執行役員に対して、取締役会規程に定める取締役会付議事項を除き、業務執行に関する権限移譲を行います。また、グループ経営会議は、監査等委員を含む常勤取締役のほか、執行役員並びにグループ会社の取締役等で構成され、経営方針や経営戦略など当社グループの経営に関する重要事項の審議・報告を行います。特に重要な案件については、グループ経営会議で予め十分な審議を行ったうえで取締役会に付議することにより、審議の充実と適正な意思決定の確保を図ります。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社では、独立社外取締役の独立性判断基準について、以下のとおり定め、開示しております。

当社の独立社外取締役(監査等委員を含む)候補者は、東京証券取引所の定める独立性の要件のほか、当社が独自で定める以下の独立性判断基準に基づいて、幅広い多様な人材の中から決定する。社外取締役の選任にあたっては、取締役会全体の能力・知識のバランスに配慮し、多様性の面で偏りを少なくすることを考慮したうえで決定する。

当社の経営理念を理解する者

人格識見に優れ、専門分野における高度な知識と豊富な経験を有する者

当社取締役としての受託者精神を十分に理解し、高い自己規律に基づいて経営管理及び事業運営を公正に監督しつつ、的確又は適切な意見を述べることができる者

会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由、社外取締役が監査等委員である場合には会社法第331条第3項に定める兼任禁止規定に該当しない者

会社法2条第15号に定める社外取締役の要件を充足する者

当社の取締役として機能することが困難となるような過度の兼任を行っている状況にない者

現在又は過去において当社グループの取締役・監査役(社外を除く)、執行役員、使用人でない者

現在及び過去において当社グループの主要株主(議決権所有割合10%以上の株主をいう)でない者

当社グループの主要取引先の取締役・監査役、執行役、執行役員又は使用人でない者

当社グループを主要取引先とする者の取締役・監査役、執行役、執行役員又は使用人でない者

当社取締役が取締役を兼任する企業のグループ会社にて、現在又は過去において取締役・監査役、執行役、執行役員又は使用人でない者

【補充原則4-10- 】指名・報酬委員会

当社は、取締役7名のうち独立社外取締役が4名であり、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会等を設置しております。

【補充原則4-11- 】取締役が有するスキル

当社では、取締役が有するスキル等について、以下のとおり定め、開示しております。

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な人材で構成し、精通する事業分野や知識・経験・資格・能力等についてバランス及び多様性を保ち、取締役会全体としての客観性、透明性、健全性を確保します。また、その役割・責務を実効的に果たすため、取締役を求めるスキルサマリーを定め、スキルマトリックスを作成します。なお、スキルマトリックスは、「取締役の選任に関する方針・手続き」とともにホー

ムページで開示しております。なお、特に性別・年齢については、同一の価値観に基づく「グループシンキング(集団浅慮)」を防ぐ観点から、更に多様性を促進する必要性を認識し、解消すべき中期的な課題として設定してまいります。

【補充原則4-11- 】 社外取締役の兼任等
当社の取締役は、当社のために必要な時間と労力を振り向け、各自に求められる役割や責務を適切に果たしております。役員の兼任状況につきましては、ホームページや事業報告に記載しております。

【補充原則4-11- 】 取締役会の実効性評価
当社では、取締役会の実効性評価について、以下のとおり定め、開示しております。
取締役会は機能向上のため、今後、取締役会において毎年1回、取締役会の実効性につき評価・検証を行い、改善を図るとともに、その結果の概要を開示します。

【補充原則4-14- 】 取締役のトレーニング方針
当社では、取締役のトレーニング方針について、以下のとおり定め、開示しております。
当社では、取締役としての職務を十分遂行できる者を取締役として選任しており、就任時において会社の事業・財務・組織等、当社固有の事情を説明します。また、取締役が在任する期間中、各役職に応じて必要な知識を獲得・更新するための研修機会の情報を随時提供しており、各人の判断で必要な知識の習得や更新を行います。その際の費用負担については、会社に請求できることとします。

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針
当社では、株主との建設的な対話について、以下のとおり定め、開示しております。
株主との対話は、経営管理本部を統括する取締役のもと、総務部が担当し、対話の内容に応じて関係各部署と協力して対応します。
株主からの対話の申込みに対しては、総務部が窓口となり、株主の希望、面談の主な関心事項などを整理し、そのうえで日々の経営・業務に支障が生じない範囲で対応することを基本とします。
株主との対話のほか、ホームページでの情報発信を充実させ、IR活動の質と量の向上に努めます。
株主との対話の担当者は、分かり易い言葉で自社の考えていることを株主に伝え、株主から頂いたご意見等については、速やかに取纏めたい。え、取締役又は経営陣幹部に情報提供を行います。
株主との対話に際しては、「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程」に則りインサイダー情報を適切に管理します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NLHD株式会社	9,091,920	18.44
西村 浩	2,138,450	4.34
ジャパンポケット株式会社	1,879,610	3.81
藤澤 信義	800,000	1.62
国本 碩彬	514,000	1.04
中嶋 伸介	479,600	0.97
堤 政夫	400,000	0.81
伸和工業株式会社	383,210	0.78
中村 泰昭	368,010	0.75
SMB C日興証券株式会社	335,600	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 スタダード
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社を有しておりません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
菊池 正光	他の会社の出身者											
浅野 樹美	他の会社の出身者											
黒鳥 浩	他の会社の出身者											
名取 俊也	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菊池 正光	○	○	該当事項なし	菊池正光氏は、長年にわたり金融機関及び上場企業の財務部門に携わっており、専門性が高くグローバルで多様な視点に基づいた豊富な経験と知識を有しております。当社の監査等委員会委員長としてリーダーシップを遺憾なく発揮し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献していただけるものと考えております。また、当社と同氏の間に重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。
浅野 樹美	○	○	該当事項なし	浅野樹美氏は、長年にわたり上場企業の経営企画部門に携わっており、専門性が高くグローバルで多様な視点に基づいた豊富な経験と知識を有しております。当社の監査等委員である取締役のほか、指名・報酬委員会委員長としてリーダーシップを遺憾なく発揮し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献していただけるものと考えております。また、当社と同氏の間に重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。
黒鳥 浩	○	○	該当事項なし	黒鳥浩氏は、長年にわたり証券・金融業界に携わっており、専門性が高くグローバルで多様な視点に基づいた豊富な経験と知識を有しております。当社の監査等委員である取締役のほか、指名・報酬委員会委員として意見・提言をいただくことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献していただけるものと考えております。また、当社と同氏の間に重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。

名取 俊也	○	○	該当事項なし	名取俊也氏は、弁護士資格のほか、長年にわたり法曹界等で培ってきた豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の監査等委員である取締役のほか、法務の専門家として意見・提言をいただくことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献していただけるものと考えております。また、当社と同氏の間に重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。
-------	---	---	--------	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、その職務の執行のために必要がある場合は、内部監査部門である監査室に所属する使用人に調査を委嘱し、報告を求めることができる。監査室に所属する重要な使用人の任免異動等については、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、その独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に努める。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部門から定期的に(必要があるときには随時)監査結果の報告を受け、意見交換を行っております。また、監査等委員会は、会計監査人から監査の実施状況や監査計画など会計監査及び金融商品取引法に基づく内部統制監査に関する報告を受けるとともに、意見交換を行うなど、会計監査人とも相互連携を図っております。なお、当社では、監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人との間で、少なくとも四半期に一度、定期的な打ち合わせの機会を設けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

特になし。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全員独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、業績連動報酬等のインセンティブではなく、「職責を果たす」ことへの対価として、株主総会で決議された年額報酬枠の限度内で、会社の業績、経済情勢等を総合的に考慮して個別の報酬額を決定しております。今後、業績に合わせてインセンティブの導入を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------

該当項目に関する補足説明

特になし

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2022年3月期における当社の取締役(監査等委員を除く)、監査等委員、社外取締役の報酬等は次のとおりであります。いずれも延べ人数を記載しております。

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	4 名	57,600千円
取締役(社外取締役を除く)	- 名	- 千円
社外取締役	7 名	19,050千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の個人別の報酬等の額及びその算定方法は、以下の方針に基づき、客観性と合理性を確保するために指名・報酬委員会に諮問を行い、その答申をもって、取締役会で決議の上、決定します。

- 基本方針
 - ・各取締役の役割及び責任に応じた報酬体系とし、透明性と公平性を確保する。
 - ・報酬体系及び水準は、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行う。
- 報酬の構成
 - ・常勤取締役の報酬は、役位に応じ、固定金額の基本報酬のみとする。
 - ・社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、固定金額の基本報酬のみとする。
- 基本報酬
 - ・全ての取締役に対して、「職責を果たす」ことへの対価として、毎月金銭にて支給する。
- その他
 - ・退任時の慰労金は支給しない。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、取締役及び監査等委員の支援体制を整備しており、取締役及び監査等委員は、必要な情報を適時に入手します。特に取締役においては総務部が、監査等委員においては監査室が連絡・調整等に当たり、必要情報を適時に提供できる体制を整備します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- 当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりとします。
- 当社は、監査等委員会による監査及び重要な業務執行の意思決定における社外取締役の助言が当社の健全な経営に有効であると考え、監査等委員会設置会社形態を採用しております。
- 取締役の人事並びに取締役の報酬等の透明性の向上のため、指名・報酬委員会を設置しております。
- 迅速な意思決定に基づく事業遂行の実現及び業務執行と監督の分離を図るため、執行役員制度を導入し、取締役会から、業務執行取締役及び執行役員に対して、取締役会規程に定める取締役会付議事項を除き、業務執行に関する権限移譲を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、監査等委員を除く取締役3名、監査等委員である取締役4名、合計7名の取締役で構成され、うち独立社外取締役が4名であり、客観的な視点から他の取締役と忌憚なく意見交換を行うなど、コーポレート・ガバナンスが十分に機能する体制となっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知は早期発送に努め、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトによる早期開示を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避する等、総会開催日を含む総会関連日程を適切に設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使については、インターネットやスマートフォンでの行使を含めた電子行使を導入しております。
その他	適示開示、法定書類の提出、IR活動を通じて、株主総会において株主が適切な判断を行うために必要な情報を開示又は提供しております。 株主総会の会社提案議案において20%以上の反対票が投じられた場合、その議案の反対理由や原因の分析を実施し、それらの分析結果に基づき必要な対応を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、適時、適正な情報開示により企業価値の適切な評価を市場から得ることが重要であると認識し、「会社情報の発表に関する規程」を定めています。経営内容、事業活動状況等の企業情報を、関係法令（金融商品取引法に定めるフェア・ディスクロージャー・ルールを含む）及び東京証券取引所の上場規程等に従って管理し、開示します。 また取締役会は、非財務情報を含む企業情報の正確性を常に確保し、適時、適正な方法により情報発信を行うよう努めております。	
IR資料のホームページ掲載	当社は、適時、適正な情報開示の体制を確保するため、社内関係部門及びグループ子会社との間の連絡体制を構築しております。また、当社は、当社ホームページでの情報開示内容の充実に努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部内にIR担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「グループ役職員行動倫理規範」において、グループ役職員が、お客さま、社会、お取引先などとの関係において日頃から心がけるべき事項を定め、グループがステークホルダーから評価され、広く社会から信頼を得ることを目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは「サステナビリティ基本方針」を定め、サステナビリティを巡る3つの「企業活動における重要課題」を設定し、その課題解決に向けた取組を推進しております。また、当方針のもとグループ各社も参加するサステナビリティ推進委員会を設置し、グループ全体の方針策定、推進体制の構築と整備、各施策のモニタリング、グループ全体の啓発活動を推進し、ステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適時、適正な情報開示により企業価値の適切な評価を市場から得ることが重要であると認識し、「会社情報の発表に関する規程」を定めています。経営内容、事業活動状況等の企業情報を、関係法令（金融商品取引法に定めるフェア・ディスクロージャー・ルールを含む）及び東京証券取引所の上場規程等に従って管理し、開示します。 また取締役会は、非財務情報を含む企業情報の正確性を常に確保し、適時、適正な方法により情報発信を行うよう努めます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は内部統制システムの構築に関する基本方針を以下のとおり定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」、「ミライノバートグループ サステナビリティ基本方針」、「ミライノバートグループ役職員行動倫理規範」及び「コンプライアンス規程」等に基づく厳格なコンプライアンス体制の下で、職務を執行する。
- (2) 取締役は、取締役会で定められた経営機構及び職務分掌に基づいて職務を執行する。
- (3) 業務執行取締役は、3ヵ月に1回以上、職務執行の状況を取締役会に報告する。
- (4) 社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図る。
- (5) 利益相反取引については、監査等委員会及び取締役会においてそれぞれ承認を必要とする。
- (6) 関連当事者間の取引については、「関連当事者取引管理規程」を定め、取締役会にて監視する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な書類については、社内規程に基づいて、保存年限を定め適切に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」により、各部門（子会社を含む）における業務上のリスクを、市場リスク、事業リスク、災害リスク等に識別・分析・管理し、法務部は、所管部署からの報告及びモニタリングを通じて管理方法等を統括する。
- (2) 法務部長は、リスク管理に係る情報を、社長及び監査等委員会に定期的かつ必要に応じて報告し、改善等の提案を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社及び当社グループ全体に影響を及ぼす経営に係わる重要事項については、当社グループの常勤取締役及び執行役員等により構成するグループ経営会議において必要に応じ審議の上、取締役会にて決定する経営体制をとる。

(2) 社内規程で職務分掌及び職務権限を定め、取締役会で定められた取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制をとる。

5. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 子会社における内部統制システムの整備に関する指導及び支援を行う。

(2) 当社監査等委員において子会社の監査役と意見交換を行い、連携する。

6. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「ミライノバートグループ」経営理念において、会社が目指すべき方向を明確化するとともに、コンプライアンスの厳格な実践を規定する。

(2) 業務の適正性を確保するため、コンプライアンス及びリスク管理の推進を法務部が、内部統制の運用状況のモニタリングを監査室が行う。

(3) コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス・マニュアルの配付等により、使用人が経営理念、社内規程、法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための指針を明らかにする。

(4) 外部弁護士と連携したコンプライアンス相談窓口を設置し、使用人が、社内規程、法令、定款及び社会規範等に反する行為を発見したときの内部通報制度を当社グループ全体で構築しており、その適切な運用とコンプライアンス上疑義ある行為の未然防止に努める。

7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 「関係会社管理規程」を定め、子会社の取引内容を確認するとともにその経営内容を的確に把握する等、適切に管理を行う。

(2) 状況に応じて子会社の取締役及び監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況につき監視及び監督を行う。

(3) 子会社業務についての監査は、当社の監査等委員は必要に応じて行うとともに、当社の監査室は原則として毎年1回以上定期又は臨時に行う。

(4) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件については、その業務内容について事前協議を行い決定する。

8. 監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査室に所属する使用人がこれにあたる。

(2) 監査等委員会は、その職務の執行のために必要がある場合は、監査室に所属する使用人に調査を委嘱し、報告を求めることができる。

9. 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

監査室に所属する重要な使用人の任免異動等については、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、その独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に努める。

10. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関し、重大な法令、定款違反及び不正の行為の事実又は会社に損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

(2) コンプライアンス相談窓口を利用して行われた通報の内容は、通報者の特定される事項を除き、遅滞なくその事実を監査等委員会に報告することとする。

(3) 当社及び子会社の法令違反行為や不正行為に関する通報を行った者が、当該通報をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

(4) 取締役会は、内部通報の状況及び事業の内容について定期的に報告を受け、監査等委員と協議の上、内部通報制度の見直しを行うものとする。

(5) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行状況の報告を求められた場合は、速やかに報告を行う。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 常勤監査等委員は、グループ経営会議及びその他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べる。また、重要な議事録、稟議書を都度監査等委員に回覧する。

(2) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対し、毎月の事業の状況及び四半期ごとの決算の状況を必要に応じ報告し、また、聴取を受ける。

(3) コンプライアンス相談窓口を利用して行う通報は、直接、監査等委員に対し行うことができる。

(4) 監査室長は、監査等委員会に対し、内部監査計画及び監査実施結果を報告する。

(5) 監査等委員会は、会計監査人から監査計画の説明を受け、また、必要に応じ監査実施状況の聴取を行う。

(6) 監査等委員がその職務の執行について生じる費用の支出を求めた場合、当該監査等委員の職務の執行に必要なと証明できる場合を除き、その費用を負担する。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

(1) 当社及び子会社は反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に置き、反社会的勢力排除に向け「ミライノバートグループ役職員行動倫理規範」及び「コンプライアンス規程」等を指針とし、それらを役員及び従業員に周知徹底する。

(2) 反社会的勢力に関する対応については、警察当局及び外部機関との密な連携を図り不測の事態に備える体制を整えることとする。

また、その整備の状況については以下のとおりであります。

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、グループ会社とともに内部統制の推進体制を構築し、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングしております。

また、当社は、企業倫理・法令違反等の問題に関する内部者通報制度として「コンプライアンス相談窓口に関する取扱要領」を整備し、情報提供者及び調査協力者の秘匿と不利益取扱いの禁止を定め、経営管理本部が運用します。経営管理本部は、「コンプライアンス相談窓口に関する取扱要領」の整備・運用状況(当社子会社における内部通報制度の運用状況も含む。)について、取締役会に対して定期的に報告を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は反社会的排除に向けた基本的な考え方を以下のとおり定めております。

当社及び子会社は反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に置き、反社会的勢力排除に向け「役職員行動倫理規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を指針とし、それらを役員及び従業員に周知徹底する。反社会的勢力に関する対応については、警察当局及び外部機関との密な連携を図り不測の事態に備える体制を整えることとします。

また、その整備の状況については以下のとおりであります。

当社は、「ミライノバートグループ役職員行動倫理規範」に基づき、グループ会社とともに社会的責任問題として、平素より反社会的勢力及び団体との関係根絶を強く意識し、国の企業指針に則り、反社会的勢力による被害を防止するため、「組織としての対応」「外部専門機関との連携」・「取引を含めた一切の関係遮断」・「有事における民事と刑事の法的対応」・「裏取引や資金提供の禁止」を基本原則として毅然とした態度で対応するものとしております。反社会的勢力及び団体との対応については、以下のような点に留意するものとしております。

1. 反社会的勢力及び団体が発行する情報誌の購読及び広告出稿は行わないこと。
2. 不透明な関係先に対する協賛金、賛助金の支出は行わないこと。
3. 取引先業者等の紹介、発注にあたっては、絶えず反社会的勢力及び団体との関連に注意を払うこと。
4. 反社会的勢力及び団体と接触が起きた場合、すみやかに関係部署に報告し、協力して解決にあたること。
5. 総務部、法務部、監査室等の関連部署は、日頃より情報をグループ共有化し、反社会的勢力及び団体との対応について横断的協力体制の構築に努めること。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

情報開示に関する基本方針と体制

当社は、適時、適正な情報開示により企業価値の適切な評価を市場から得ることが重要であると認識し、「会社情報の発表に関する規程」を定めております。経営内容、事業活動状況等の企業情報を、関係法令（金融商品取引法に定めるフェア・ディスクロージャー・ルールを含む）及び東京証券取引所の上場規程等に従って管理し、開示しております。また取締役会は、非財務情報を含む企業情報の正確性を常に確保し、適時、適正な方法により情報発信を行うよう努めております。なお、当社は、適時、適正な情報開示の体制を確保するため、社内関係部門及びグループ子会社との間の連絡体制を構築しており、当社ホームページでの情報開示内容の充実に努めてまいります。

